

令和7年度 第1回さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク 議事録

- 1 日 時 令和7年7月28日(月) 10時～11時30分
- 2 会 場 ときわ会館 501会議室
- 3 出席委員 中井 大介 神尾 尊礼 松本 敏雄 久世 晴雅 吉川 洋一
(敬称略) 西脇 賢一 須藤 明 森田 真紀子 池田 誠 長岡 有実子
根岸 君和 久保 巨樹 米山 一則
- 4 欠席委員 桐澤 重彦 菅野 千香子 栗原 義晃 根本 淑枝 中村 奏
(敬称略) 高畑 拓斗 八島 健 前橋 力 眞鍋 伸介 稲積 孝志
小川 恵美子 高橋 篤 栗原 章浩
- 5 事務局 子ども未来局長、子ども育成部長、子ども・青少年政策課長、他4名
- 6 説明者 さいたま市教育委員会学校教育部生徒指導課長 他1名
同学校教育部参事兼総合教育相談室長 他1名
- 7 配布資料
○次第
○委員名簿
○資料綴り
 - 1 市長部局の取組について
 - (1)青少年健全育成事業の取組について
 - (2)児童いじめ相談受付件数について
 - 2 教育委員会の取組について
 - (1)いじめ防止の取組について
 - (2)さいたま市の教育相談体制等について
○いじめ防止啓発品(クリアファイル)
- 8 議 事
 - 1 開会・あいさつ(子ども未来局長)
 - 2 委員の委嘱
 - 3 委員自己紹介
 - 4 委員長、副委員長の選出
 - 5 協議
 - (1)いじめ防止のためのさいたま市の取組について
 - ①全体的なこと及び本ネットワークの役割について
○子ども・青少年政策課職員から説明
 - ②市長部局の取組について
○配布資料1-(1)により、子ども・青少年政策課職員から説明
○配布資料1-(2)により、南部児童相談所長から説明
 - ③市教育委員会の取組について
○配布資料2-(1)により、生徒指導課長から説明

- 配布資料 2-(2)により、総合教育相談室長から説明
(2)各団体の取組、子どもの状況について
・各委員からの情報

<質疑・応答>

(神尾委員)

1 点目に、Sola るーむの利用状況を教えてほしい。2 点目に、いそどり学園の入学の仕方を具体的に教えてほしい。各学校からどのように吸い上げて、いそどり学園につないでいくのか。申し込みの仕方などを教えてほしい。

(総合教育相談室長)

1 点目の Sola るーむの利用状況は、令和 6 年は 1294 名の Sola るーむ利用者がいた。小学校 539 人、中学校 753 人、中等が 2 人で、多くの子どもの居場所となっている。

2 点目のいそどり学園について、現在プレ開校を実施している。この夏休み 3 週間開校している。入学については、まず在籍校からの転籍になるので、在籍校の校長や担任、教育相談主任などと、転校した方が良いのか、それとも在籍校に残ったままの支援を受けた方が良いのかということを十分相談した上で、保護者や子どもの意向を把握するところからはじめる。そこで、子どもたちが校長などと相談した上で、いそどり学園の方がその子にふさわしいということであれば、保護者から申込書を提出するという流れになっている。9 月が締め切りになっているので、現在多くの子どもたちが体験している。

(松本委員)

地域と学校の連携についてです。はじめに、教員の負担や子育て・教育環境の課題について触れる。若い担任教師は経験不足から保護者からのクレームに悩み、休職や退職につながるケースもあるようだ。そのため地域での保護者に対する教育や学校・地域・保護者との交流活動を通じて、学校と家庭、地域が協力し合う環境づくりが必要だと思う。私のところでは、夏祭りや PTA 役員と地域住民との交流を重ねることで、子どもたちや保護者が学校や地域への信頼感を深める取り組みを進めている。また、高齢者による登下校見守り活動も継続しており、その中で地域・保護者のボランティアへの理解促進も重要な課題となっている。今後は、市長部局と教育委員会が連携しながら、温かみのある教育環境づくりを目指すことを求めたい。このように、地域と学校の協働による温かい環境づくりは時間がかかりますが、一步一步積み重ねていくことが大切で、私のところも引き続き、多様な世代や関係者がお互い理解し合える仕組み作りに努めていく。

(委員長)

松本委員として非常に重要なところだと思って、アンカーポイント理論に基づき、地域社会の再構築が重要だと考える。日本では家庭や地域とのつながりが希薄で、学校に責任が偏りやすく、いじめや援助要請の問題も生じている。地域と学校をつなぐ仕組みづくりが必要であり、教師以外の人材育成も望ましいと考えています。

(委員長)

議題の 2 に移る。それぞれの団体、機関における取り組み、委員から見た子どもの状況についてなどあれば紹介してほしい。

まずはじめに、学校においていじめ防止の取り組み、この状況について紹介してほしい。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の準備をお願いする。

(池田委員)

教職員には緊張感を持ち子どもたちの様子を観察し、早期発見と迅速対応を徹底す

るよう指導している。児童には友達への思いやりを促し、アンケートやスローガン掲示など多角的な取り組みを行っている。また、「ふわふわ言葉」キャンペーンや「ハートフル集会」を通じて、児童自らがいじめ防止に主体的に関わる場も設けている。地域との連携も強化し、安全な学校環境づくりに努めている。

(長岡委員)

本校では、6月のいじめ特別強化月間に校長が「いじめ」、「意地悪」について話し、子どもたちに自分の行動を振り返ることを促している。毎月実施するいじめアンケートや担任との面談を通じて早期発見と対応に努めており、「スマイル委員会」など自主的な取り組みも行っている。これらの活動により、子どもたちが自分の行動を振り返り、楽しく安全に学校生活を送れる環境づくりを推進している。

(根岸委員)

高校・中等では、多様な生徒が受験を経て入学してくる。そのため、コミュニケーションや文化理解を促進することが重要である。排除ではなく、グルーピングの方法を変えることで、相手の立場を考えた交流を推進している。いじめについては、教職員の報告体制や教員の認知活動により早期対応に努めている。校長は、「相手のことを思いやる」姿勢や付加価値の考え方を通じて、生徒に対人理解と共感を促している。また、探究的な学びでは、自分の興味や関心を深めるとともに、教員や地域との連携による信頼関係構築も重視している。さらに、行動範囲拡大に伴い、多様な居場所づくりや地域との連携による相談窓口の整備も必要と考えている。

(加藤課長補佐)

本日、前橋委員が欠席のため、事前に情報提供をいただいている。いじめ撲滅強化月間での取り組みを行っている。学級スローガン及びポスターを作成し、掲示をしている。いじめ生徒会員によるいじめ撲滅キャンペーンを実施している。児童生徒へのアンケートの実施をしている。昇降口へのベストショット写真の掲示を掲示している。教員向けの研修会の実施をしている。保護者、地域、関係機関等の方々と一緒に学ぶ活動、「ひまさきプロジェクト」を実施している。

(委員長)

事前に事務局に情報提供を行った委員からご発言をお願いします。まず初め、私からの情報提供。その後、埼玉県公認心理師協会須藤様からお願いします。

(委員長)

令和5年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中学校の不登校は34万6,482人、高校では6万8,770人に達し過去最多となりました。また、いじめ認知件数は73万2,568件（うち重大事態1,306件）、暴力行為は約10万9千件、自殺報告も397件と過去最多の水準となっている。こうした状況の中、本学では、従来の教職科目に加え、「教職キャリア科目」を設定し、学校体験活動を充実させたい学生のために「学校フィールド・スタディ」などの〈参加的・実践的学習科目群〉、実践的指導力を高めたい学生のために「キャリア形成科目」などの〈教師のキャリア形成科目群〉を開設している。例えば、「学校フィールド・スタディ」では、授業の補助や特別な支援を必要とする児童生徒の補助などを通じて、教師としての子どもへの関わり方や支援の方法など教師が行う教育活動の一端を体験的に学ぶ。今後も、教育現場で必要となる実践的な技能や知識を修得できるよう教育活動を行っていく。

(須藤委員)

公認心理師協会は、国家資格である公認心理師および臨床心理士の資格を持っている会員で構成されている、いわゆる職能団体である。会員は約940～950人で毎年推移している。6月の年次総会で法人化決議をした。今後とも様々な社会貢献にで

きればと考えている。スクールカウンセラーの関与と現状においては、不登校に関する相談の中には、その背景にいじめが存在し、重大事態調査に至った事案がある。また、教員による繰り返しの指導にもかかわらず、いじめを継続してしまう児童に対して、スクールカウンセラーが依頼を受け、継続的な面談を通じて再発を防いだ事例も報告されている。重大事態化した事案を見ると、いずれも初期対応の不十分さが指摘されることから、今後は重大事態への発展を防ぐための、特に初期対応に関する研究の必要性が高まっている。また、小中学校に比べて高等学校では、教職員によるいじめへの理解が十分でないとの指摘もある。高等学校におけるいじめは転学などの形で表面上終結することが多く、その後の対応が検証されにくい点も課題と考えられる。なお、心理職による心理学的視点からの予防教育はまだ限られているが、スクールカウンセラーと教員が協働で実施できるプログラムの必要性について、意見が寄せられている。第三者委員会では、いじめ防止対策推進法の施行以降、県内の各市町村から、いじめに関する調査を担う第三者委員会の委員推薦依頼が当会に急増している。これに対応するため、当会では人員の確保に加えて、委員の資質向上を目的とした研修会の実施に取り組んでいる。子どもの意見表明権については、令和5年に「こども基本法」が施行され、子どもの人権を考える機会がこれまで以上に増えている。中でも、子どもの意見表明権をいかに保障するかは重要な視点であり、いじめの予防や対応においても欠かせない要素として捉える必要がある。

(委員長)

本日、欠席の委員からの情報提供の紹介をお願いします。

(加藤課長補佐)

NPO 法人こころとまなびどっとこむ中村委員、それから、市教育委員会副教育長栗原委員からいただいている情報提供を紹介する。

中村委員からは、毎月生徒一人ひとりと「1 on 1」をとることでの状況の変化、情報収集、自死予防等への取組を行っている。

栗原委員からは、令和6年度の市独自の調査による結果、暴力行為の発生件数について、令和5年度と6年度を比較した場合、小学校では100件、中学校では220件増加した。いじめを発見したきっかけとして、「本人からの訴え」や「アンケートでの回答」があるが、自らSOSを発することができている児童生徒は、小学校で約31%、中学校で約38%と少ない。令和5年度の国の数値は、「本人の訴え」やアンケートでの回答は、小学校約72%、中学校約59%。いじめの態様については、小・中学校ともに「冷やかしからかい」等の心理的な影響を与える行為が多い。また、学年が上がるにつれ、PCやスマートフォンを利用したオンラインいじめも増加している。(1)～(3)の結果から、怒りやストレスを暴力的な形で発散すること、自分から教職員や友達にSOSが出せないこと、また、「冷やかしからかい」等の心理的な影響を与える行為やオンライン上でのトラブル等、教職員が発見しづらいいじめが増えていることが分かる。これらのことから、子どもたちの感情をコントロールする力や、SOSの出し方を含めたコミュニケーション力を高めていくことが喫緊の課題であると考えられる。

(委員長)

感想、意見等いただきたい。

(久世委員)

長岡委員は、「意地悪」の問題について、子どもたちが「いじめ」と感じなくても、「いじり」として行動し、それがやがていじめに発展するケースを指摘された。とてもいい話だった。私は先生方の適切な対応や見守り活動は重要だと考え

る。併せて挨拶の大切さや子どもたちとの普段のふれあい活動を通して、子どもの主体性育成に向けた具体的な取組も大切である。また、学校運営協議会では、守秘義務に留意しながら情報共有を進めることも重要。その他、中学生ボランティア活動、啓発活動の推進は、現在本会でも行っている。不登校児童への支援として、担任と地域民生委員・児童委員との連携による見守り活動や、特技を持つ子どもの早期発見と支援の大変重要である。

(神尾委員)

埼玉弁護士会の取組みを簡単に話した上で、このネットワークのやり方を少しご提案したいと思う。本会弁護士は、重大事態の第三者委員会の委員を行う機会が多い。今後かなり多くの申し立てがされている現状に込まれ、対応するため研修を繰り返している。また、小中高に無料で弁護士を派遣する事業もやっている。非常に成果を上げていると思っているので、可能だったら、市内の方に、この事業に申し込みしていただければと思う。最後に多くのネットワーク委員から報告がほしい。ネットワークであるため参加するのが大事である。もし日程が合わない場合にはできれば代理を認めることもいいのではないかな。

(吉川委員)

スポーツや運動の指導において、勝利至上主義が過激な指導や陰湿な環境を生むことが懸念されている。高圧的な指導は子どもたちからスポーツの楽しさや明るさを奪い、いじめや意地悪につながるケースもある。スポーツ協会では、スポーツは、明るく楽しく競技を行う原点に立ち返り、広い視野で指導できる指導者の育成に力を入れている。私自身ソフトテニスを長年楽しんでいるが、さいたま市や埼玉県は、ソフトテニスが盛んなところである。ソフトテニスだけでなくスポーツを中心に指導者育成と地域支援を進めており、子どもたちが安心してスポーツを楽しめる環境づくりに努めている。

(西脇委員)

私たちは1クラスの人数を限定し、児童生徒一人ひとりに丁寧に指導をおこなっている。他の児童生徒からの情報をもらって、対応した結果前向きに生活できた子どもなどがいた。

(森田委員)

私どもは児童センターを運営していて、地域連携を図ること、第三の居場所づくり、そういったことも児童館の取組みとして行っている。ぜひ児童センター、市内の18館あるので活用してほしい。また、「つながるカード」というものを子どもたちに向けて、小学校、中学校等から配布して、いつでも相談できることを広報している。

(久保委員)

「こころの健康センター」では、様々な世代の方を対象として、メンタルヘルスに関する相談を受けている。相談を受けるだけでなく、地域の支援者向けに研修を行ったり、普及啓発用にパンフレットを作成したり、本人や保護者の方を対象としたグループ事業を実施したり、幅広く事業を展開している。また、市内の小学4年生から中学3年生の本人、ご家族の方を対象とした子どもの精神保健相談室を開設している。平成19年から開設し、先ほどお伝えしたとおり、相談を受けるだけでなく、グループ事業の実施や、リーフレットの作成も行っている。また個別に各学校からご依頼いただき、子どもの精神保健相談室の職員を派遣して、講演等も行っている。

(委員長)

これで協議を終了する。議長の任を解かせていただく。

5 その他

(事務局)

(1)いじめ防止の啓発品（ファイル）について

(2)第2回「いじめのないまちづくりネットワーク」の開催について

(3)本日の議事録（案）の確認スケジュールについて

以上について、説明、連絡を行った。

6 閉会